

官民競争入札等監理委員会  
第96回議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

## 第96回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成24年8月29日（水）9:59～11:20

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 委員長互選・委員長あいさつ
4. 官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について
5. 内閣府幹部との懇談【非公開】

### 6. 閉 会

○館事務局長 おはようございます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

少し時間前でございますけれども、皆様おそろいでございます。小幡委員がちょっと遅れられるという御通知がございましたので、これから第96回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

私は、当委員会の庶務を務めさせていただきます、事務局長の館でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、7月21日の本委員会での委員改選後、第3期の初めての会合となります。そこで、委員長の選任がされるまでの間、私のほうで議事進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事次第は、お配りしました資料のとおりとなっております。

委員の御紹介を最初にさせていただきます。委員長の互選、委員長のごあいさつ、当面の進め方、それ以降は非公開の懇談となっております。

本日、政務の出席予定でございましたけれども、衆議院の財金委員会が開かれまして、恐縮ながら、欠席となっております。

事務方の幹部でございます、松元次官、松山内閣府審議官、西川統括官が出席させて

いただいております。

それではまず、資料1をご覧くださいませでしょうか。皆様、委員の名簿がございます。

それでは、座ったままで結構でございますけれども、委員の御紹介をさせていただきます。

委員の皆様、右手のほうから、井熊委員でいらっしゃいます。

石堂委員でいらっしゃいます。

稲生委員でいらっしゃいます。

引頭委員でいらっしゃいます。

尾花委員でいらっしゃいます。

樫谷委員でいらっしゃいます。

川島委員でいらっしゃいます。

清原委員でいらっしゃいます。

小林委員でいらっしゃいます。

前原委員でいらっしゃいます。

なお、先ほど申し上げましたように、小幡委員が少し遅れられるということ、伊集院委員と北川委員が本日、所用のため御欠席となっております。

以上、欠席の方も含めまして、13名の委員でございます。

委員の皆様には、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、最初の議題でございます、委員長の互選をさせていただきます。

お手元の資料2、公共サービス改革法の第42条1項に「委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」という規定となっております。

それでは、委員の皆様から、委員の互選をお願いしたいと思いますが、どなたか御推薦ございますでしょうか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 当初から公共サービス改革に尽力されて、知見も豊かな樫谷委員を推薦したいと思います。

○館事務局長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 私も、樫谷委員にぜひと思いますので、お引き受けいただければと思います。よろしく願いいたします。

○館事務局長 ありがとうございます。

そのほかにごございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○館事務局長 それでは、皆様、異議なしということでございます。

それでは、了承されましたので、法令の規定に基づきまして、監理委員会の委員長は、榎谷委員が選任されました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、榎谷委員、委員長席にお移りいただけますでしょうか。

(委員長席へ移動)

○館事務局長 それでは、榎谷委員長から一言ごあいさつをお願いできますでしょうか。

○榎谷委員長 ただいま委員長に選任していただきました、榎谷と申します。

今、6年目ですか、委員を務めさせていただきまして、特に入札監理小委員会を中心に務めさせていただきましたが、前委員長の落合先生が、本当にこの市場化テストに相当な規模で実施ができて、かつ実績も相当ある、効果も相当あったということでございます。前委員長が余りにも大きな方なので、私にどこまで務まるかどうかわかりませんが、これからコスト削減というのでしょうか、政府全体のコスト削減をするための1つの大きな手段だと思っておりますので、ぜひ委員の皆様方、お忙しいところ恐縮でございますけれども、お力を貸していただければと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。(拍手)

○館事務局長 それでは、恐れ入りますが、今後の進行は委員長をお願いいたします。

○榎谷委員長 それでは、議事を進めたいと思っております。

本委員会は、原則として会議を公開し、または、議事録を公開するものとされております。

なお、議題5につきましては、本委員会の運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

お手元の資料2をごらんいただけますでしょうか。

一番下でございますけれども、公共サービス改革法第42条3項の規定によりまして、委員長代理をあらかじめ指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

委員長代理には、前原委員をお願いしたいと思っておりますが、前原委員、よろしいでしょうか。

それでは、御了解をいただきましたので、委員長代理は、前原委員をお願いしたいと思います。

前原委員には、委員長代理席に移動していただきたいと思っております。

(委員長代理席へ移動)

○榎谷委員長 一言ごあいさつをどうぞ。

○前原委員長代理 前原でございます。

榎谷委員長ほどではありませんが、私もかなり長く、この委員をさせていただきましたが、ほかの政府の委員会に比較して、これほど中身があるというか、委員が作業をいろいろしなければいけない委員会は珍しい気がします。引き続き頑張りたいと思っております。

ので、よろしくお願ひします。（拍手）

○樫谷委員長 ありがとうございます。

続きまして、官民競争入札等監理委員会の当面の進め方につきまして、事務局より御説明いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○館事務局長 それでは、お手元にある資料3、今、お配りさせていただいております、資料Aに基づきまして、今後の進め方について案を御説明させていただきます。

まず、資料3でございますけれども、「官民競争入札等監理委員会の当面の進め方は以下のとおりとする」とさせていただいております。

まず、本委員会でございますけれども、公共サービス改革基本方針、官民競争入札又は民間競争入札の実施要項案及び法第7条第8項に基づく評価案についての審議のほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

原則、月1回程度の開催とするが、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、監理委員会運営規則に基づき書面審議を行うこととさせていただいております。

御参考までに、資料2、5ページ、その前に法の関連部分が引用されておりますけれども、ここに「官民競争入札等監理委員会の主な権能」としまして①～⑧まで、今、代表的なものを申し上げましたが、それ以外にも各種監理委員会の議を経るということが規定されております。これについて御紹介させていただきたいと思ひます。

次に、先ほどの資料3に戻っていただきまして、入札監理小委員会でございます。

法の対象事業に選定された事業について、官民競争入札等の実施要項案の策定に関する調査検討及び当該事業の終了に合わせて行う評価案に関する調査検討等を行うということで、なお、この小委員会には2つのグループ、Aグループ、Bグループを置かせていただき、その担当分野については、そこに記載しているようにさせていただきたいと考えております。

この入札小委の審議につきましては、資料3の裏側を見ていただきますと、本日初めて御参加いただいている委員も多数いらっしゃいますので、官民競争入札等監理委員会の年間スケジュールを少し御説明させていただきます。

7月に公共サービス改革基本方針、これは資料でつけさせていただいております。大部でございますので、本日は説明を省かせていただきますが、この公共サービス改革基本方針は、この公共サービス改革法の対象事業の選定、その後の選定方針の基本的な考え方を示しております。

これに基づきまして、まず、左側は、選定方針をより具体的にしていく作業をこの監理委員会ですでにいただき、9月あるいは10月に具体的な対象事業の選定方針の決定を行います。

それからヒアリング対象の選定、分科会ヒアリング、場合によって、各府省がその選定に応じない場合には勧告といった手段もございまして。そして、来年度の6、7月には新

たに対象事業を含めた基本方針を閣議決定するという流れになっています。

右側でございますが、既に今年度の基本方針で選定された事業、総事業数263事業になっておりますけれども、このうちすぐに来年度の契約に向かうものにつきましては、実施要項案の審議に入ります。24年度の審議予定件数は、約70件を予定しております。その実施要項の決定、各府省における入札公告、落札者の決定、事業の実施という流れになっています。

そして、この実施されている事業、既に多くの事業が実施されておりますが、一番右側の線を見ていただきますと、各府省による実施状況の報告がございました後に、内閣府が事業の評価案を作成いたします。これについて御審議いただくと。これが24年度審議予定案件数約30件を予定しております。

このような流れとなっております。

入札監理小委員会については、今、申し上げた実施要項の審議及び評価案の御審議をいただくということでございます。

その次に、公共サービス改革小委員会でございます。これが、対象事業の選定等に関する調査検討を行うこととなっております。本小委員会に、施設・研修等分科会及び公物管理等分科会を設置させていただきます。

これまでに統計調査分科会、国立大学法人分科会がございましたけれども、これを廃止し、施設・研修等分科会に引き継ぐものとさせていただければと思っております。

これが今、申し上げました裏面の左側の対象事業の選定にかかる委員会でございます。

それ以外に地方公共サービス小委員会。法第4条2項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する必要な措置について調査検討を行うこととするという小委員会も設置させていただきます。

そして、その他の活動として、官民競争入札等監理委員会令第7条に基づきワーキンググループの設置をさせていただきます。現在のところ、業務フロー・コスト分析・情報開示に関するワーキンググループを開催させていただいております。引き続きこれらの活動を進めるということでございます。

以上が当面の監理委員会の方針ということで案をつくらせていただいております。

次に、資料Aでございますが、今、御説明申し上げたそれぞれの公共サービス改革小委員会、施設・研修等分科会、公物管理等分科会、そして入札監理小委員会のAグループ、Bグループ、地方公共サービス小委員会、その他の活動としての業務フロー・コスト分析・情報開示に関するワーキンググループ、それぞれの主査につきましては、公共サービス改革小委員会の主査は榎谷委員、副主査は前原委員、もう一人の副主査が伊集院委員。施設・研修等分科会は、主査を小幡委員、そして3人の副主査を石堂委員、稲生委員、榎谷委員。公物管理等分科会については、主査を北川委員、副主査をここに書いてあります4人の委員。入札監理小委員会については、Aグループについては、主査を稲生委員、副主査は榎谷委員。Bグループは、主査を小林委員、副主査は井熊委員、

尾花委員。地方公共サービス小委員会については、主査を北川委員、副主査を清原委員。そして、ワーキンググループについては、主査を引き続き樫谷委員長にお願いしたいということがこの案でございます。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3、当面の進め方及び資料Aの分担について、この案で異存はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、御異存がないようでございますので、この案で決定したいと思います。

なお、資料2の8ページの「小委員会の設置について」にあるとおり、主査は委員長が指名することとなっておりますので、資料Aのとおりとして、私の指名とさせていただきます。

その他の資料につきましては、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○館事務局長 資料4は、公共サービス改革報告書でございます。これは第2期の委員会の活動報告をまとめたものでございます。

資料5は、本年7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針でございます。先ほど申し上げましたように、年に一度これが決定されて、この中に対象事業の選定及びその後の選定方針などが定められております。

これらにつきましては、ちょっとお時間がございませんので、委員におかれましては、今後の御参考にしていただければと思っております。

また、資料6は、本年の8月7日にとりまとめられました行政改革に関する懇談会の提言でございます。3ページ、(5)調達改革とございまして、「調達経費を対象に思い切った改革」ということが提言されております。この中に「市場化テストの活用」という記述もございます。また、次のページの冒頭に「以上を踏まえ、調達改革全般にわたるものとなるよう、公共サービス改革法に替わる新法の検討」といった記述もございます。

政府全体の行革についての大変重要な方針としての大転換期の行政改革の理念と方向性についての行革懇の報告書でも、市場化テストの部分について触れられているということで御紹介させていただきます。

以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、今の件で御質問か何かございますか。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 すみません、遅参いたしました。小幡でございます。

私は前期から引き続き委員でございますけれども、今、行革懇の資料6の御説明がございましたので、懇談会に参加していた立場から一言だけ申し上げます。

こちらの官民競争入札等監理委員会がやっているものは、公サ法に基づいて、非常に精緻にできていて、技術的に仕組みがしっかりとできているものです。それについては、今後もそういう形で進めていくということになると思います。特に、公権力の行使に当たる部分についても対象になる、民間が行使できるようになるという特別な制度を持っておりますので、これはしっかりできているものですので、進めていくという理解でよろしいと思います。

さらに、公共サービス全体の改革ということで広くとらえて、基本的な原則、それを進めていくという立場での新法など、そういう可能性ということで書かれていると思います。この委員会のやっていることは、もう随分積み重ねられておりまして、入札小委員会等々で非常に精緻に議論をしておりますので、それ自身が特に変わることはないと思っております。

全体として、公共サービス改革をやらなければいけないというポジションがこのペーパーであると思っております。

ちょっと感想です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の公開での委員会は終了となりますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら、御退席いただきたいと思います。

(傍聴者退席)